

宇部市花壇コンクール実施要領

1 目的

市民の自発的な活動により、1年を通じて花にあふれたまちづくりを推進し、快適な環境づくりと景観の美化を図る。

2 主催団体

宇部市・宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会

3 実施する部

部は次の4とする。

①小・中・高等学校の部

②基本の部

③自由の部

④花づくりの達人の部

4 部の定義

①小・中・高等学校の部：

宇部市内の小・中・高等学校

②基本の部：

市が配付した花苗（以下「支給苗」という。）の使用が、花壇コンクールの審査対象花壇面（以下「対象面積」という。）の概ね90%以上の団体等

③自由の部：

支給苗の使用が、対象面積の概ね90%未満の団体等

④花づくりの達人の部：

『基本の部』または『自由の部』において、過去2年の間に2回最優秀賞を受賞した団体等で、宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会緑化運動推進部会（以下「緑化運動推進部会」という。）が花づくりの達人と選定したもの。上限数を10とする。ただし、

花づくりの達人の部で、通算2回賞なしとなった場合は、次回の花壇コンクールから『基本の部』または『自由の部』での参加とする。

また、上限数を超える場合は、緑化運動推進部会が審査結果を考慮し選定する。

5 参加資格

- (1) 花の種類は問わないが、年間を通じて花が植えられていること
- (2) 事前に登録した団体等であること（新規の場合は事前に登録申請が必要）

6 審査

- (1) 審査は春と秋の2回実施する。
- (2) 審査は、部ごとに行う。
- (3) 審査は花壇の総合的美しさ、管理状況、その他を採点する。
- (4) 審査は、予備審査を経て本審査により最終選考を行う。
ただし、『花づくりの達人の部』については予備審査を免除する。
- (5) 予備審査は宇部市職員が、本審査は緑化運動推進部会員等が実施する。
- (6) 予備審査通過団体等の数は、概ね20団体等とする。

7 賞

花壇コンクールの各賞は、次のとおりとする。

- (1) 『小・中・高等学校の部』 『基本の部』 『自由の部』
最優秀賞、優秀賞、優良賞とする。
- (2) 『花づくりの達人の部』
宇部商工会議所賞、宇部日報社賞、宇部小野田造園業組合賞、宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会賞とする。
- (3) 『花づくりの達人の部』の団体等及び各部の最優秀賞の中から特に評価の高い1団体等を宇部市長賞とする。ただし、宇部市長賞は前項『花づくりの達人の部』の賞と重複しない。

(4) 花づくり活動助成金は、宇部市長賞を10,000円とし、その他については別表1及び2に定める。

(5) 必要に応じて特別賞を授与する。(特別賞には花づくり活動助成金を設けない)

8 殿堂入り達人

(1) 『花づくりの達人の部』の団体等において、通算3回宇部市長賞を受賞した団体等を、花壇コンクール参加団体等の範となるものと認め、『殿堂入り達人』と認定する。

なお、殿堂の場所については、別に定める。

(2) 『殿堂入り達人』の管理する花壇は、参考花壇とし、『殿堂入り達人』認定後に開催される花壇コンクールから2か年間は、花壇コンクールの審査対象としない。

ただし、花壇コンクールの節目等となる記念大会においては、『殿堂入り達人』の管理する花壇も、花壇コンクールの審査対象とする。

(3) 『殿堂入り達人』の管理する花壇を、花壇コンクール参加団体等の範となるよう写真展示等を行い広く紹介する。

9 その他

登録団体等の希望に応じ(1㎡当たり20本を限度)、キンセンカ、サルビア、マリーゴールド等の苗及び種を無償配付する。

なお、登録団体等の配付の希望が少なく、前述の苗及び種等に余剰が出た場合は、一般市民にも配布することができる。

附則

この要領は、昭和35年9月から施行する。

(略)

附則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 1 『花づくりの達人部門』の団体等は、この要領施行前の宇部市花壇コンクール実施要領（以下「旧要領」という。）に従い、第96回までの花壇コンクールの審査結果により、『モデル部門』としての選考基準に合致した団体等とする。
- 2 『花づくりの達人部門』の選考条件は、旧要領に基づく『花壇部門』、『フラワーガーデニング・プランター部門』の最優秀賞受賞結果を継承するものとする。

附則

この要領は、平成24年2月16日から施行する。

附則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 『花づくりの達人の部』に参加できる団体等について、第114回花壇コンクールについては、上限数を15とする。
- 2 「花づくりの達人の部」の選定条件は、旧要領に基づく「一般花壇部門」及び「ひろびろ花壇部門」の「基本の部」及び「自由の部」の最優秀賞受賞結果を継承するものとする。
- 3 『小・中・高等学校の部』において、前回『花づくりの達人の部』に参加した団体は、第114回花壇コンクールにつき予備審査を免除とし、それとは別に予備審査通過団体を5団体選考する。

附則

この要領は、令和元年6月24日から施行する。

別表1 (要領7 関係)

(単位：円)

部	最優秀賞	優秀賞	優良賞
小・中・高等学校	10,000	5,000	2,000
基本			
自由			

別表2 (要領7 関係)

(単位：円)

部	宇部商工会議所賞	宇部日報社賞	宇部小野田 造園業組合賞	宇部市ガーデンシ ティ緑化運動推進 委員会賞
花づくりの達人	5,000			